

京 都 大 学 農 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (学部長) 第2条 } 2 (略) 3 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、引き続き4年を超えることができない。	(学部長) 第2条 } 2 (同 左) 3 学部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の 学部長の任期は、前任者の残任期間（当該期間が 1年を超えない場合にあっては、当該期間に1年 を加えた期間）とする。 4 学部長は、再任されることができる。ただし、 引き続き4年を超えることができない。
$\frac{4}{5}$ } 6 (略) (中 略) (学科長) 第5条 (略) 2 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。	$\frac{5}{6}$ } 7 (同 左) (学科長) 第5条 (同 左) 2 学科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。 ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期 間とする。 3 (同 左)
3 (略) (後 略)	
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>